

# Summer School 中高生サマースクール



## コース1...裁判傍聴会



裁判傍聴会 ガイダンス

中高生サマースクールの初日に実施された裁判傍聴会は、8月2日午前9時から弁護士会館5階で始まった。多数の応募者の中から抽選の結果、中高生60名が参加した。

裁判傍聴会に先立つガイダンスでは、矢澤昌司副会長、船木秀信広報委員長の挨拶の後、中嶋靖史広報委員会法教育部会長から刑事裁判手続の説明が行なわれた。引き続き、参加者は5班に分かれ、各班担当弁護士の引率で東京地方裁判所の刑事裁判を傍聴した。裁判傍聴後は、再び弁護士会館に戻り、各班ごとに引率担当弁護士と質疑応答が行なわれた。

当職が担当した班の傍聴事件は、被告人が控訴事実を争わず、また、人証としては、証人尋問は行なわれず被告人質問だけだったこともあり、約30分で審理が終結した。そのようなこともあり、参加者の多くが、テレビ等の法廷シーンで行なわれているような緊迫したやりともなく、あっけなく裁判が終わってしまったことに驚いている様子だった。もっとも、法廷での厳肅な雰囲気に触れ、実際に行なわれている刑事裁判の重みを感じ取っていたようだ。

夏休み真っ盛りの8月2日、3日の両日、東弁は「中高生サマースクール」を実施した。都内在住・在校の中学生・高校生を対象に、法曹界を身近に感じてもらい、司法に関心をもってもらうため、「裁判傍聴会」「刑事模擬裁判」「専門講座」の3つのコースを企画、約200人が参加した。

最後に、参加した中高生に、今回のサマースクールに参加した動機をたずねたところ、「友達と一緒に」「親に言われて」「社会科の勉強の一環として」などの答えが返ってきた。ほとんどが初めての裁判傍聴とのことであった。

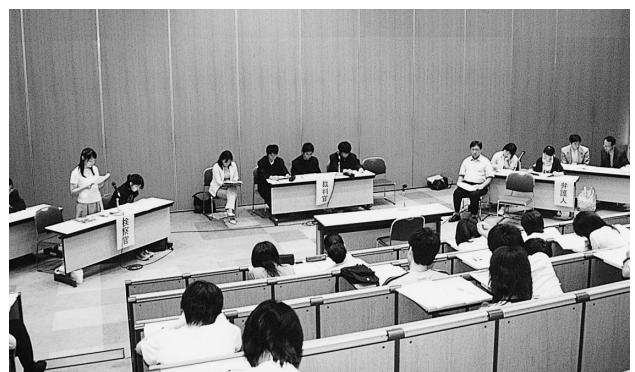
(広報委員会法教育部会員 伊東秀文)



### 《生徒たちのこえ》

#### ◆裁判傍聴した感想

- ◎厳肅な雰囲気で、緊張しました。
- ◎裁判官の迫力に圧倒されました。空気が重く、入った瞬間から緊張しました。
- ◎弁護士バッジの質問が出た時、弁護士の方がバッジを回してくれました。見て、触って初めてだったので良かったです。
- ◎初めて手錠してる人を見て何だかかわいそうに思いました。私も緊張しましたが、被告人の方がもっと緊張しているのでは、と思いました。
- ◎大麻などはやはり持っていたりしてはいけないことをあらためて感じ、今後の人生の一つの課題にしていくことにする。



刑事模擬裁判 法廷全景

## コース2...刑事模擬裁判



### 〈1班〉

刑事模擬裁判は、3名単位のグループで参加者を募ったが、グループ申込者は全て女子生徒という結果に終わった。高校生という年代において、男子生徒が3名単位のグループを作るような環境がないことが判明しただけでも収穫と言えるかも知れない（笑）。

さて、当職は1班の被告人役を仰せつかり、司法修習委員会で修習生の民事模擬裁判の証人役を演じたとき以来の演技者役となった。指導役であれば、シナリオの大要を把握しておけば後は指導に不都合はないが、被告人役というものはシナリオの大部分を暗記せねばならず、自分の暗記力の衰えを如実に感じた。しかしながら、被告人役としてみすみす有罪判決を頂戴するわけにはいかない。しかも法教育部会某氏の陰謀により、当職と同じ事務所の後輩弁護士が検察側証人を演じることになっており、何の因果か事務所内尋問対決の場となってしまったため、先輩弁護士の活券にかけて負けるわけにはいかなかった。

とはいえる、尋問に励む生徒（アドリブの尋問が許されるため、尋問の出来不出来が判決に直結する）の手前、一方的に被告人が無罪方向にシナリオをねじ曲げるわけにもいかず、厳しい質問に逃げの一手を打ちたいのをぐっとこらえて、敢えて曖昧な返事を繰り返し、検察官側にも隙を見せるという模範的被告人役を演じたつもりである。しかしながら、検察官側の生徒の努力にもかかわらず、裁判官役の生徒の合議の結果も、傍聴人による評決の結果も圧倒的大差で無罪判決となってしまった。これはきっと当職の演技力が真に迫りすぎて、同情を買ってしまったことが原因であろう。次回からは

もっと大根役者を被告人役に起用すべきである（本当は暗記が大変なので、もう被告人役をやりたくない）。

とはいえる、当事者役及び裁判官役を引き受けた生徒たちは、他当事者とは顔も知らない間柄であるのに、果敢に模擬裁判に取り組んでおり、第1回の試みとしては大成功だったと思われる。一生徒とともに演じて—

（広報委員会法教育部会員 豊崎 寿昌）

### 〈2班〉

刑事模擬裁判は2つの班に分けて実施され、私は弁護士会館クレオBCにおいて第2班を担当した。法教育部会では、従前から個々の学校へ出張して模擬裁判を実施してきたが、サマースクールでの模擬裁判は、実演者は学校単位ではなくて少人数単位で応募して来るものであり、傍聴人もお互いに知らない人ばかりが集まり、証人役・被告人役は法教育部会員があたったところに特色があった。さらに、裁判本番は事前指導の翌日であり、実演者にとっては準備期間が短くて大変だったものと思われる。

弁護人役実演者は、大勢の傍聴人の前で検察側の尋問に対して活発に異議を出して、傍聴人や裁判体に大いにアピールをした。他方で検察官役実演者は、準備期間がない中で、反対尋問にかなりの工夫があったが、実演者にとっては酷なことに被告人役がベテランの法教育部会員であったため、上手くかわされてしまったところがあった。結果は、傍聴席の傍聴人41人のうち21人が（争点につき）無罪、20人が有罪と判断する接戦であったが、3人の裁判体は有罪とするには証拠が足りないと理由で全員一致で無罪と判断された。

模擬裁判終了後も、日常の弁護士の業務内容、参加弁護士の過去の実務経験などに関して会場から活発に質問が飛び交い、参加者が司法制度に対して多大な興味を持っていることを実感できた。今回のサマースクールに参加したことにより、さらに興味を持ってもらえたものと思う。

（広報委員会法教育部会員 狩野剛）



### 《生徒たちのこえ》

#### ◆裁判員制度について思うこと

- ◎ちゃんとその事件についての知識を得て、偏見を持たず に臨めるならぜひ参加したいと思う。
- ◎自分に人の一生を左右するような判断ができるか、して

- いいのかわからないけれど、もし選ばれた時は、よく考えて、信念にあった判決をできるようにしたい。
- ◎国民が裁判員に選ばれ、参加することは大きな一歩だと思いますが、守秘義務を守れるかという所が不安です。だまってはいられない人だっているだろうし、重荷になるのではないかと思います。
- ◎裁判員はすごく重要なポジションで、もし自分の下した判断がまちがっていたらその人の一生を左右する問題だからこわいものであると思う。
- ◎その人の用事などを無視して強制的に裁判員にして参加させるやり方がよくないと思う。あと、関係のない人に責任を負わせることもよくないと思う。
- ◎むずかしい言葉を使われると困ります。
- ◎現在の制度では、裁判官の知識が限られ、閉鎖的になっているように思われるで、この新制度には賛成です。しかし、今の日本国民にとって、裁判員になるというは、とても遠く感じられることであり、国はもっと、どんどんと情報を提示し、制度をより整えられたものにしてもらいたいと思います。
- ◎良いと思いますが、裁判が長期化した場合の対応を。該当者の経済活動への支援が必要と考えます。会社、役所での仕事が制限されてしまう点の対策を。「重罪犯限定」との報道がありますが、それであれば裁判員の安全確保を。
- ◎いろいろな人々の意見、気持ちが取り込まれる事は今の裁判よりもいいと思うので、裁判員制度については行なう方が良いと思う。
- ◎法律の知識のない人が参加すべきではないと思います。なぜこの制度が導入されなければいけないか私にはわかりません。
- ◎裁判が国民の身近な事になるという事は、他の事件、国との問題に対する関心が大きくなる事で、良いと思います。



刑事模擬裁判 裁判官合議中

- ◎重要な役割であると共に責任を伴うことであるので、国民一人一人によって興味や責任感に差が出ることを考慮しなくてはいけないと思います。個人的には良い制度だと思います。
- ◎恐ろしいと思います。少しでも、こうした機会に知識などを身につけたいです。
- ◎とてもよい制度だと思います。なるべく多くの方、というか年や身分といった幅広いところから選ばれた方々に判断されることで、色々な意見を聞けると思います。
- ◎その人のやった事だけではなくその人が子供の時うけたことなど背景も頭に入れて判断できるようにしたいです。



刑事模擬裁判 被告人質問

## コース3...専門講座 (3講座)

### A 「日常生活での子どもの権利」

中学1年生から高校3年生までの生徒20名を対象に「日常生活での子どもの権利」について講演が行なわれた。講師は子どもの人権と少年法に関する特別委員会の澤田稔副委員長にお願いした。家庭での子どもの権利、学校生活での子どもの権利、社会生活での子どもの権利と大きく3つに分類し、家庭での子どもの権利としては里親制度や親による虐待からの保護について、学校生活での子どもの権利としてはいじめからの保護、体罰からの保護、懲戒処分等について、社会生活での子どもの権利としては未成年者取消権等について、それぞれ講演がなされた。子ども達にとっては身近でかつ重い内容のテーマであったため皆神妙な面もちで耳を傾けていた。話の合間に適宜質問等を織り交ぜながら講演がなされ、最後の質疑応答では活発な議論もなされた。

(広報委員会法教育部会長 中嶋 靖史)

## B 「少年事件」

中高生 20 名を対象として、少年事件に関する講演が行なわれた。講師は、子どもの人権と少年法に関する特別委員会の馬渕泰至委員。

少年事件に対する中高生の関心は高く、専門講座への参加申込みでは同講座の申込者数が最も多かった。参加した生徒は、成年の刑事事件と少年事件との違いや少年事件の特徴、少年法の理念、具体的な手続の流れ等の説明に熱心に耳を傾けていた。また、鑑別所などで行なわれている心理テスト（バウムテスト）を実施したところ、楽しそうに参加している姿も見られた。

講演後の質疑応答では、「被害者に対する救済はどうなっているのか」といった刑事事件・少年事件に関する質問だけでなく、「安楽死は法的にどのように考えられるのか」といった質問が出るなど、「法」そのものに対する関心が高いことも窺われた。

（広報委員会法教育部会員 藤原 靖夫）

をするという状況を作ると、生徒も真剣に相談に回答をしていた。生徒からは様々な意見が出され、最後は時間が足りない位であった。

（広報委員会法教育部会員 岩田 修）



専門講座 グループ討議



専門講座 受講中

## C 「君も被害者になるかもしれない！消費者問題」

中学1年生から高校3年生までの生徒17人（中学1年生3名、2年生5名、3年生2名、高校1年生1名、2年生5名、3年生1名）に対し、消費者問題特別委員会の瀬戸和宏、平澤慎一、清野英之、宮村純子の4人の委員が講師として講演を行なった。

形式は、生徒を8人と9人の2班に分け、各班に講師が2人ずつについて、座談会という方式を取った。議論した内容は、マルチ商法、クレサラ・ヤミ金、架空・不当請求等についてである。講師の質問等に対し、生徒も積極的に発言をしており、議論が活発であった。ときには、講師の弁護士が相談者役となって、生徒に対し、「先生、私はどうしたらよいのでしょうか？」と相談

### 《生徒たちのこえ》

#### ◆専門講座や全体の感想

- ◎弁護士さんや裁判もドラマのイメージが強かった。実際は大分違うんだと驚きました。
- ◎一人の人間の心まで読み、判定を下すことは難しいと思います。
- ◎将来の夢がふえた。
- ◎少年犯罪について、「ただ刑罰を厳しくすればいい」と思っていたので、今の少年が本当はどんなことを考えているのか、更生のやり方など、正しい知識が増え、制度についてもよく知ることができ、とても有意義な講義となりました。
- ◎いじめの事など自分の身の周りで実際に起こっている事に関する話が聞けてよかったです。悩んでいる人を少しでも助けてあげればいいなと思います。
- ◎とても貴重な体験をさせてもらってよかったです。来年からもぜひ参加をしてみたい。
- ◎私も模擬裁判の実演をしたかった。
- ◎この夏休みにすごくいい体験ができたと思っています。こういう風な機会がなければ、全然興味のないものになっていただろうし、自分の将来を決める上で、こういう仕事があると知ることができたことをとてもうれしく思います。
- ◎普段意識していない私達は多くの権利を有していることがわかりました。